

「消毒貨物の積替え陸路輸送取締実施要領」一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
(目的及び定義) 第1 植物防疫法(昭和25年法律第151号。以下「法」という。), 同法施行規則(昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。)及び輸入植物検疫規程(昭和25年7月8日農林省告示第206号)に基づき, 実施する輸入植物等(船積貨物又は航空貨物で輸入される植物及びその容器包装。以下「植物等」という。)の消毒(選別を含む。以下同じ。)に当たって, 当該植物等を密閉形輸送機器に積替えて消毒場所へ陸路輸送する場合の取締りを<u>斉一, かつ, 円滑</u>に実施するため, この要領を定める。 2 [略] 3 この要領で「<u>積替輸送</u>」とは, 法第8条の検査の結果, 消毒措置が必要となった植物等を密閉形輸送機器に積替えて当該植物等を検査した港頭地域又は飛行場から, 他の港頭地域又は他の飛行場へ消毒するために陸路輸送することをいう。	(目的及び定義) 第1 植物防疫法(昭和25年法律第151号。以下「法」という。), 同法施行規則(昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。)及び輸入植物検疫規程(昭和25年7月8日農林省告示第206号)に基づき, 実施する輸入植物等(船積貨物又は航空貨物で輸入される植物及びその容器包装。以下「植物等」という。)の消毒(選別を含む。以下同じ。)に当たって, 当該植物等を密閉形輸送機器に積替えて消毒場所へ陸路輸送する場合の取締りを<u>整一かつ円滑</u>に実施するため, この要領を定める。 2 [略] 3 この要領で「<u>積替え輸送</u>」とは, 法第8条の検査の結果, 消毒措置が必要となった植物等を密閉形輸送機器に積替えて当該植物等を検査した港頭地域又は飛行場から, 他の港頭地域又は他の飛行場へ消毒するために陸路輸送することをいう。

改 正 後	現 行
(適用除外) 第 2 1 [略] 2 木材を消毒するために、<u>陸路輸送する場合は</u>、この要領の規定にかかわらず、「輸入木材検疫要綱」(昭和26年11月22日付け26農局第1843号農政局長通達)の規定によるものとする。 3 麦角又は菌核のみが混入している穀類等を加工消毒のために陸路輸送する<u>場合は</u>、この要領の規定にかかわらず「麦角菌核混入穀類等取締要領」(昭和46年2月6日付け45農政第2628号農政局長通達)の規定によるものとする。 (積替輸送の申請) 第 3 輸入者又は管理者から、法第8条の検査の結果、消毒の措置が必要となった植物等を消毒のため密閉形輸送機器に積替えて陸路輸送したい旨の<u>申出</u>があったときは、植物防疫官は、別記様式による「<u>積替輸送後消毒申請書</u>」を当該植物等を検査した植物防疫所(植物防疫事務所、支所及び出張所を含む。以下同じ。)に提出させるものとする。 [削る] 第 4 植物防疫官は、輸入者又は管理者から第3の申請書の提出があった場合、次に掲げる条件のすべてに該当し、かつ、その	(適用除外) 第 2 1 [略] 2 木材を消毒するために、陸路輸送する<u>場合には</u>、この要領の規定にかかわらず、「輸入木材検疫要綱」(昭和26年11月22日付け26農局第1843号農政局長通達)の規定によるものとする。 3 麦角又は菌核のみが混入している穀類等を加工消毒のために陸路輸送する<u>場合には</u>、この要領の規定にかかわらず「麦角菌核混入穀類等取締要領」(昭和46年2月6日付け45農政第2628号農政局長通達)の規定によるものとする。 (積替え輸送の申請) 第 3 輸入者又は管理者から、法第8条の検査の結果、消毒の措置が必要となった植物等を消毒のため密閉形輸送機器に積替えて陸路輸送したい旨の<u>申し出</u>があったときは、植物防疫官は、別記様式による「<u>積替え輸送後消毒申請書</u>」を当該植物等を検査した植物防疫所(植物防疫事務所、支所及び出張所を含む。以下同じ。)に提出させるものとする。 (積替え輸送の承認) 第 4 植物防疫官は、輸入者又は管理者から第3の申請書の提出があった場合、次に掲げる条件のすべてに該当し、かつ、その

改 正 後	現 行
取締りが可能であると認めたときは、<u>これを行わせるものとする</u>。 (1) 輸入港での消毒が施設等の関係から困難であると認められること。 (2) <u>積替輸送</u>に用いられる機器は、第1第2項に規定する密閉形輸送機器であること。 (3) 当該植物等に付着している<u>検疫有害動植物</u>が「特定重要病害虫検疫要綱」（昭和53年12月4日付け53農蚕第8308号農蚕園芸局長通達）別表1に掲げる種類のものでないこと。 (4) 積替えは当該植物等を検査した港頭地域内又は飛行場内で行うものとし、かつ、当該<u>積替場所</u>及び当該植物等の運搬に使用した機器については、必要に応じて分散防止措置が講じられること。 (5) <u>積替輸送</u>後、消毒を行う場所は、規則第6条第1項に掲げる港の港頭地域内又は飛行場内の植物防疫官が指定する場所であること。 (6) <u>積替輸送</u>に際し、輸入者又は管理者により密閉形輸送機器に封印がなされていること。 (7) 輸送中に事故が生じた場合は、<u>直ちに</u>出発地の植物防疫所に連絡し、必要な措置をとる体制がとられていること。 (8) 消毒すべき植物等を当該輸送機器から搬出して消毒する場	取締りが可能であると認めたときは、<u>植物防疫所長（植物防疫事務所長、支所長及び出張所長を含む。）の許可を得てこれを承認するものとする</u>。 (1) 輸入港での消毒が施設等の関係から困難であると認められること。 (2) <u>積替え輸送</u>に用いられる機器は、第1第2項に規定する密閉形輸送機器であること。 (3) 当該植物等に付着している<u>有害動物又は有害植物</u>が「特定重要病害虫検疫要綱」（昭和53年12月4日付け53農蚕第8308号農蚕園芸局長通達）別表1に掲げる種類のものでないこと。 (4) 積替えは当該植物等を検査した港頭地域内又は飛行場内で行うものとし、かつ、当該<u>積替え場所</u>及び当該植物等の運搬に使用した機器については、必要に応じて分散防止措置が講じられること。 (5) <u>積替え輸送</u>後、消毒を行う場所は、規則第6条第1項に掲げる港の港頭地域内又は飛行場内の植物防疫官が指定する場所であること。 (6) <u>積替え輸送</u>に際し、輸入者又は管理者により密閉形輸送機器に封印がなされていること。 (7) 輸送中に事故が生じた場合には、<u>ただちに</u>出発地の植物防疫所に連絡し、必要な措置をとる体制がとられていること。 (8) 消毒すべき植物等を当該輸送機器から搬出して消毒する場

改 正 後	現 行
合は、着地において消毒を行う倉庫等の施設が消毒効果を十分確保し得るものであること。 また、空になった密閉形輸送機器の消毒及び清掃をその場所において実施できる体制にあること。 (9) 消毒を実施する者が消毒についての技術を有し、責任をもって当該消毒を実施すると認められること。	合は、着地において消毒を行う倉庫等の施設が消毒効果を十分確保し得るものであること。 また、空になった密閉形輸送機器の消毒及び清掃をその場所において実施できる体制にあること。 (9) 消毒を実施する者が消毒についての技術を有し、責任をもって当該消毒を実施すると認められること。
(積替実施の報告) 第 6 積替えが終了したときは、輸入者又は管理者からその旨を植物防疫官に対し、報告させるものとする。 第 7 [略] (着地における立会い) 第 8 第 7 の通報を受けた場合であって、着地を担当する植物防疫所の植物防疫官は、原則として、到着した密閉形輸送機器の状態（封印の有無、<u>車両番号</u>、密閉状態等）を確認するものとする。	(積替え実施の報告) 第 6 積替えが終了したときは、輸入者又は管理者からその旨を植物防疫官に対し、報告させるものとする。 第 7 [略] (着地における立会い) 第 8 第 7 の通報を受けた場合であって、着地を担当する植物防疫所の植物防疫官は、原則として、到着した密閉形輸送機器の状態（封印の有無、<u>車輛番号</u>、密閉状態等）を確認するものとする。

改 正 後	現 行
2 前項の場合、植物防疫官は必要に応じて輸入者又は管理者に対し、<u>検疫有害動植物</u>の分散防止措置を命じることができる。 別表 1（第 1 第 2 項関係） 密閉形輸送機器の基準 密閉形輸送機器とは、次の各号のいずれかに該当し、封印のできる構造のものであること。 1 「海上コンテナ詰輸入植物検疫要領」第 1 第 2 項に定める密閉形コンテナ。 2 「航空コンテナ積替確認実施要領」第 1 第 2 項に定める指定密閉形航空コンテナ。 3 上記 1 及び 2 と同等以上の密閉性及び強度を有する輸送機器。ただし、これらの輸送機器であって運転室がある場合は、運転室と貨物室が完全に仕切られている構造のものであること。 別表 2（第 1 第 2 項関係） [略]	2 前項の場合、植物防疫官は必要に応じて輸入者又は管理者に対し、<u>有害動物又は有害植物</u>の分散防止措置を命じることができる。 別表 1（第 1 第 2 項関係） 密閉形輸送機器の基準 密閉形輸送機器とは、次の各号のいずれかに該当し、封印のできる構造のものであること。 1. 「海上コンテナ詰輸入植物検疫要領」第 1 第 2 項に定める密閉形コンテナ。 2. 「航空コンテナ積替確認実施要領」第 1 第 2 項に定める指定密閉形航空コンテナ。 3. 上記 1 及び 2 と同等以上の密閉性及び強度を有する輸送機器。ただし、これらの輸送機器であって運転室がある場合には、運転室と貨物室が完全に仕切られている構造のものであること。 別表 2（第 1 第 2 項関係） [略]